

様式第4号（第4条関係）

門環施第124号

平成23年12月21日

公文書部分開示決定通知書

戸田 ひさよし 様

門真市長 園部 一成



平成23年12月8日に請求のありました公文書の開示について、門真市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定しましたので、通知します。

公文書の件名又は内容	本年9月28日から12月8日までの間に、「守秘義務条項開示請求」に関わって ・門真市と関西電力の間で交された文書の全て。 および面談記録＋電話対応記録の全て、
開示できない部分及び理由	法人の印影部分については、門真市情報公開条例第6条第2号アの法人等に関する情報に該当するため不開示
開示の方法	① 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴
開示の日時	平成23年12月22日（木）午後2時00分
開示の場所	法務課
※不開示部分を開示することができる予定期日	年 月 日以後であれば当該公文書を開示することができますので、改めて請求してください。

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に門真市長に対して異議申立てをすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（門真市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

※ この欄は、開示できない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入します。

備考

- 開示当日は、この通知書を係員に提示してください。
- 開示当日がご都合の悪い場合は、あらかじめ下記までご連絡ください。

（連絡先）

環境センター施設課 06-6909-4392

様式第3号（第4条関係）

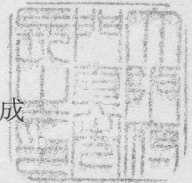
門環施第124号

平成23年12月21日

公文書開示決定通知書

戸田 ひさよし 様

門真市長 園部 一成



平成23年12月8日に請求のありました公文書の開示について、門真市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しましたので、通知します。

公文書の件名又は内容	本年9月28日から12月8日までの間に、「守秘義務条項開示請求」に関わって ・門真市と関西電力の間で交された文書の全て。 および面談記録＋電話対応記録の全て、
開示の方法	① 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴
開示の日時	平成23年12月22日（木）午後2時00分
開示の場所	法務課

備考

- 1 開示当日は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 開示当日がご都合の悪い場合は、あらかじめ下記までご連絡ください。

（連絡先）

環境センター施設課 06-6909-4392

様式第11号（第6条関係）

門 環 施 第 109号

平成 23 年 11 月 7 日

第三者情報開示決定通知書

関西電力株式会社

取締役社長 八木 誠 様



門真市長 園部 一成



門真市情報公開条例に基づき開示請求のあった公文書に含まれるあなたに関する情報について、同条例第11条第1項の規定により開示することに決定しましたので、通知します。

公文書の件名又は内容	1、関電と門真市が交している契約書で、「守秘義務」が定められている契約書の全て、 2、関電と門真市との契約、料金請求において、 ・基本料金単価、力率割引率、長期契約割引率、 ・夏期電力量単価、○その他の季節電力量単価、 がわかる文書、
開示公文書中のあなたの情報	電気需給契約書、長期特約契約書（門真市環境センター分） 電気需給契約書、長期特約契約書、アンシラリーサービス料金に関する覚書（門真市環境センターリサイクルプラザ分）
開示の決定をした理由	開示することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられな いたため。（門真市情報公開条例第6条第2号ア）
開 示 の 方 法	① 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴
開 示 の 日 時	平成23年 12月 8日（木）午前（後） 1 時 00分
開 示 の 場 所	門真市役所総務部法務課
備 考	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に門真市長に対して異議申立てをすることができます。

門環施第101号
平成23年10月14日

公文書開示意見照会書

関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠 様



門真市長 園部 一成



門真市情報公開条例に基づき開示請求のあった公文書に、あなたに関する情報が記載されています。

つきましては、その公文書を開示するかどうかの決定の参考にするため、ご意見をお聴きしたいので、別紙のとおり回答くださるよう依頼します。

開示請求のあった公文書の件名又は内容	1、 関電と門真市が交している契約書で、「守秘義務」が定められている契約書の全て、 2、 関電と門真市との契約、料金請求において、 ・ 基本料金単価、力率割引率、長期契約割引率、 ・ 夏期電力量単価、○その他の季節電力量単価、がわかる文書、
あなたに関する情報の内容	電気需給契約書、長期特約契約書（門真市環境センター分） 電気需給契約書、長期特約契約書、アンシラリーサービス料金に関する覚書（門真市環境センターリサイクルプラザ分）
回 答 期 限	平成23年10月24日

（連絡先）門真市環境センター施設課 06-6909-4392

守管発 第4120号

平成23年10月21日

公文書開示意見書

収受第107号
平23・10・21
環境センター施設課

門真市長 園部 一成 様

郵便番号 530-8270

住 所 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

名 称 関西電力株式会社

代表者 代表取締役 八木 誠

電 話 06-7501-0225

平成23年10月14日付け門環施第101号にてご照会いただきました件について、以下のとおり意見を述べます。

開示請求のあった公文書の件名又は内容	1.門真市と関西電力が交している契約書で、「守秘義務」が定められている契約書の全て。 2.門真市と関西電力との契約、料金請求において、基本料金単価、力率割引率、長期特約割引率、夏季電力量単価、その他季節電力量単価がわかる文書。	
私に関する情報の内容	電気需給契約書、長期特約契約書（門真市環境センター分） 電気需給契約書、長期特約契約書、アンシラリーサービス料金に関する覚書（門真市環境センターリサイクルプラザ分）	
意 見	開示の可否	1 開示してもよい 2 開示しないでほしい 3 どちらでもない
	(理由) ・ 電力自由化の競争環境下において、料金単価が開示されれば弊社の料金戦略が競合他社にも明らかになり、競争上の地位を著しく毀損するおそれがあるため。 ・ 本件の開示請求の目的が、電気料金水準の比較検討を目的とするものであれば、年間総額の比較によっても可能であり、契約書にある守秘義務に反してまで料金単価を開示する必要性が乏しいと判断するため。	